

設備費等の返還について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年8月27日）

今年度入学した者です。4月から殆ど対面授業は無く、施設も殆ど利用していません。このような状況の中で、前学期が始まる前に支払った設備費等は返還されないのでしょうか？実際に、他大学では返還している所もあるようです。

コロナウイルス感染症が蔓延しているこの状況に合った、適切な対応を求めます。

【回答】（回答日：2020年10月16日）

ご質問ありがとうございます。

入学に際していただいた後援会拠出費は、本校の活動に対して後援会が行う支援に用いられています。また、学生自治会関係費は、学生自治会が行う学内の行事活動やクラブ活動支援、傷害保障共済、学外の組織への対応などに充てられています。なお、ご質問に書かれている設備費はいただいております。

新型コロナウイルス感染症に対しては、学校活動を通じての感染拡大を避けるために、遠隔授業の導入、対面授業の際の授業参加者の体温を含めた健康状態のチェック、消毒活動の徹底等に取り組んでいるところです。